

児童家庭支援センターに関する資料

1	児童家庭支援センターの概要	・・・・・・・・・・	P 1
2	参考条文（児童家庭支援センター関係）	・・・・・・・・・・	P 3
3	児童家庭支援センターの設置運営等について<抜粋> （平成10年5月18日児発第397号厚生省児童家庭局長通知）	・・・・・・・・・・	P 8
4	児童家庭支援センター設置状況及び指導委託件数	・・・・・・・・・・	P 13
5	児童家庭支援センターにおける相談対応等延べ人数	・・・・・・・・・・	P 14
6	児童家庭支援センター運営事業の基準額	・・・・・・・・・・	P 15
7	少子化社会対策大綱（平成27年3月20日）<抜粋>	・・・・・・・・・・	P 17
8	「社会的養護の課題と将来像」における児童家庭支援 センターに関する記述<抜粋>	・・・・・・・・・・	P 19
9	全国児童家庭支援センター協議会意見書 （第4回新たな社会的養育の在り方に関する検討会提出資料）	・・・・・・・・・・	P 23

児童家庭支援センターの概要

1. 事業内容

- (1) 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術が必要とするものに応じ、必要な助言を行う。
- (2) 市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う。
- (3) 児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要な児童及びその家庭についての指導を行う。
- (4) 児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整を行う。

2. 法律上の根拠

児童福祉法第44条の2
 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ※社会福祉法人等に委託して実施することも可

3. 実施主体

予算補助 ※児童虐待・DV対策等総合支援事業

5. 補助率

1/2
 (国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2)

6. その他

補助単価(28年度(1か所当たり))

<事務費>

- ・常勤心理職配置の場合 10,951千円 ※相談員：常勤①非常勤①、心理職：常勤①
- ・非常勤心理職配置の場合 7,354千円 ※相談員：常勤①非常勤①、心理職：非常勤①

<事業費>

相談件数や心理療法の実施状況等の事業量に応じた基準額を設定

実績か所数の推移

	H23	H24	H25	H26	H27
か所数	87	92	98	104	109

※家庭福祉課調べ (各年度10月1日現在)
 ※少子化社会対策大綱(平成27年3月閣議決定)では、平成31年度までに340か所を目標としている。

参考条文（児童家庭支援センター関係）

◎児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）

第七条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

2（略）

第三十五条 1～3（略）

4 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。

5～12（略）

第四十四条の二 児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、第二十六条第一項第二号及び第二十七条第一項第二号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。

2 児童家庭支援センターの職員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

第二十六条 児童相談所長は、第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。

二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は市町村、都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、都道府県以外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十六項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業（次条第一項第二号及び第三十四条の七において「障害者等相談支援事業」という。）を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものに委託して指導させること。

三～七（略）

参考条文（児童家庭支援センター関係）

第二十七条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあった児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一（略）

二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、又は市町村、当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは前条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者に委託して指導させること。

三～四（略）

第四十八条の三 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の長並びに小規模住居型児童養育事業を行う者及び里親は、当該施設に入所し、又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託された児童及びその保護者に対して、市町村、児童相談所、児童家庭支援センター、教育機関、医療機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、親子の再統合のための支援その他の当該児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で養育されるために必要な措置を採らなければならない。

参考条文（児童家庭支援センター関係）

◎児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）

第一条の三十 小規模住居型児童養育事業者は、緊急時の対応等を含め、委託児童の状況に応じた適切な養育を行うことができるよう、児童の通学する学校、児童相談所、児童福祉施設、児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所、警察等関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

第三十六条の二十五 児童自立生活援助事業者は、緊急時の対応等を含め、入居者の状況に応じた適切な児童自立生活援助を行うことができるよう、児童相談所、児童福祉施設、児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所、警察等関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

第三十七条 法第三十五条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 名称、種類及び位置
- 二 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- 三 運営の方法（保育所にあつては事業の運営についての重要事項に関する規程）
- 三の二 経営の責任者及び福祉の実務に当る幹部職員の氏名及び経歴
- 四 収支予算書
- 五 事業開始の予定年月日
- 2 法第三十五条第四項の認可を受けようとする者は、前項各号に掲げる事項を具し、これを都道府県知事に申請しなければならない。
- 3 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。
 - 一 設置する者の履歴及び資産状況を明らかにする書類
 - 二 保育所を設置しようとする者が法人である場合にあつては、その法人格を有することを証する書類
 - 三 法人又は団体においては定款、寄附行為その他の規約
 - 4 法第三十五条第三項の届出を行った市町村は、第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項又は経営の責任者若しくは福祉の実務に当たたる幹部職員を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。
 - 5 法第三十五条第三項の届出を行った市町村又は同条第四項の認可を受けた者は、第一項第一号又は第三項第二号に掲げる事項に変更があつたときは、変更のあつた日から起算して一月以内に、都道府県知事に届け出なければならない。
 - 6 法第三十五条第四項の認可を受けた者は、第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項又は経営の責任者若しくは福祉の実務に当たたる幹部職員を変更しようとするときは、都道府県知事にあらかじめ届け出なければならない。
- 第三十八条の二 法第四十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める援助は、訪問等の方法による児童及び家庭に係る状況把握、当該児童及び家庭に係る援助計画の作成その他の児童又はその保護者等に必要な援助とする。

参考条文（児童家庭支援センター関係）

◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）

（関係機関との連携）

第二十五条 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

（関係機関との連携）

第三十一条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

（関係機関との連携）

第四十七条 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

（関係機関との連携）

第七十八条 情緒障害児短期治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

（関係機関との連携）

第八十七条 児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

（設備の基準）

第八十八条の二 児童家庭支援センターには相談室を設けなければならない。

参考条文（児童家庭支援センター関係）

（職員）

第八十八条の三 児童家庭支援センターには、法第四十四条の二第一項に規定する業務（次条において「支援」という。）を担当する職員を置かなければならない。

2 前項の職員は、法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

（支援を行うに当たって遵守すべき事項）

第八十八条の四 児童家庭支援センターにおける支援に当たっては、児童、保護者その他の意向の把握に努めるとともに、懇切を旨としなければならない。

2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。

3 児童家庭支援センターにおいては、その附置されている施設との緊密な連携を行うとともに、その支援を円滑に行えるよう必要な措置を講じなければならない。

● 「児童家庭支援センターの設置運営等について」
(平成10年5月18日児発第397号厚生省児童家庭局長通知) <抜粋>

(別紙1) 児童家庭支援センター設置運営要綱

1 目的

児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等とを総合的にを行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 設置及び運営の主体

設置及び運営の主体は、地方公共団体及び社会福祉法人等であって、都道府県知事(指定都市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。)が児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第2号による指導委託先としても適切な水準の専門性を有する機関であると認められた者とする。

3 支援体制の確保

児童家庭支援センターは、要保護児童及び要支援児童の相談指導に関する知見や経験を有し、夜間・緊急時の対応や一時保護等を迅速かつ適切に行うことができるよう、児童相談所、市町村、里親、児童福祉施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、警察その他の関係機関との連携その他の支援体制を確保しなければならない。

4 事業内容等

児童家庭支援センターは、以下に定める事業を実施する。

(1) 地域・家庭からの相談に応ずる事業

地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行う。

(2) 市町村の求めに応ずる事業

市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う。

(3) 都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。)又は児童相談所からの受託による指導

児童相談所において、施設入所までは要しないが要保護性がある児童、施設を退所後間もない児童など、継続的な指導措置が必要であるとされた児童及びその家庭について、指導措置を受託して指導を行う。

(4) 里親等への支援

里親及びファミリーホームからの相談に応じる等、必要な支援を行う。

(5) 関係機関等との連携・連絡調整

児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、市町村、福祉事務所、里親、児童福祉施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、要保護児童対策地域協議会、民生委員、児童委員、母子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、教育委員会、学校等との連絡調整を行う。

5 事業の実施

事業の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 住民の利用度の高い時間に対応できる体制を採るよう配慮するものとする。
- (2) 支援に当たっては、児童、保護者その他の意向の把握に努めるとともに、懇切を旨としなければならない。
- (3) 児童に関する家庭その他からの専門的な知識及び技術が必要とする相談に応じる場合には、訪問等の方法により積極的に児童及び家庭に係る状況把握をし、問題点の明確化を図る。なお、専門的な知識を特に必要としない軽微な相談については、市町村と連携して適切な対応を図る。
- (4) 当該児童及び家庭に係る援助計画を作成し、これに基づき援助を行うなど、計画的な援助の実施を図る。
- (5) 処遇の適正な実施を図るため、相談者に係る基礎的事項、援助計画の内容及び実施状況等を記録に止める。

なお、個人の身上に関する秘密が守られるよう、記録は適切に管理するものとする。

- (6) 援助計画の作成に当たっては、問題点の把握、援助目標・援助方法を明確にし、これに基づく計画的な処遇を行うとともに、随時計画の再評価を行うものとする。また、必要に応じて関係機関との連絡・調整を図り、それぞれの役割分担についても計画に盛り込むこと。

児童相談所からの指導委託を受託する場合には、児童相談所の指導の下援助計画を作成する等、児童相談所の処遇指針との整合性を図る。

また、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う場合には、市町村や市町村が設置する要保護児童対策地域協議会と共同して援助計画を作成し、役割分担を明確にする。

- (7) 児童相談所から指導委託を受けた時又は市町村の求めに応ずる時は、正当な理由がないかぎり、これを拒んではならない。
- (8) 児童相談所から指導委託を受けた事例について、訪問等の方法による指導を行い、定期的にその状況を児童相談所に報告するとともに、必要に応じて児童相談所の指示及び助言を求めるなど、児童相談所と密接な連絡をとるものとする。
- (9) 夜間等の緊急の相談等に迅速に対応できるよう、あらかじめ、必要な関係機関等との連絡方法等の対応手順について児童相談所等の関係機関等と協議の上、定めるものとする。
- (10) 児童相談所と常に密接な連携を図り、児童相談所による技術的支援及び他の関係機関との連携に係わる仲介、調整等の協力を受けらるものとする。

児童相談所と児童家庭支援センターとの連携については、「児童相談所運営指針」(平成2年3月5日雇児発第通知133号)による。

(11) 相談を受けた場合等は、訪問や通所等の方法による援助をはじめ、必要に応じ関係機関との調整を図る等、柔軟かつ速やかに必要な援助活動を展開するものとする。

なお、複雑・困難及び法的対応を必要とするような事例については、児童相談所等の関係機関に通告またはあせせんを行う。

(12) 相談の実施に当たっては、母子自立支援員、婦人相談員、家庭相談員、児童相談員等との連携を図り、例えばこれらの相談員等が同一日に相談に応ずる「総合相談日」等を設ける等の配慮を行うものとする。

(13) 児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整を行うに当たっては、支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。

6 職員の配置等

(1) 児童家庭支援センターの運営管理責任者を定めるとともに、次の職種の職員を配置するものとする。

ア 相談・支援を担当する職員(2名)

児童福祉法第13条第2項各号のいずれかに該当する者。児童福祉事業の実務経験を十分有し各種福祉施策に熟知していることが望ましい。

なお、児童福祉施設等に附置している場合は、入所者等の直接処遇の業務は行わないものであること。

イ 心理療法等を担当する職員(1名)

児童及び保護者に対し、心理学的側面からの援助を行う。

(2) 職員の責務

ア 職員はその職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。(児童福祉法第44条の2第2項)

イ 職員は、児童家庭支援センターの果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会及び異職種との交流等あらゆる機会をとらえ、相談・支援等の技術等に関し自己研鑽に努めるものとする。

7 児童家庭支援センターの設備

次の設備を設けるものとする。

ただし、児童福祉施設等に附置している場合は、入所者等の処遇及び当該施設の運営上支障が生じない場合には、附置される施設と設備の一部を共有することは差し障えない。

なお、設備については利用者の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮するものとする。

(1) 相談室・プレイルーム

(2) 事務室

(3) その他必要な設備

8 広報等について

児童家庭支援センターの利用促進を図るため、その目的や利用方法等について、地域住民が理解しやすいように工夫された広報活動を積極的に行うものとする。

また、児童家庭支援センターの所在が利用者に明確に把握されるように、その所在を掲示版等により表示すること。

9 経費の補助

国は、都道府県が児童家庭支援センターの運営のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものであること。

(参考) 援助計画の作成及び再評価の流れについて

(援助計画の内容)

- ・ 個々の児童、保護者等に対する援助の選択(児童、保護者等の意向及び具体的援助を行う者の条件を考慮し、その児童に最も適合する援助を選択する)
- ・ 具体的援助の指針(援助の目標、児童の持つそれぞれの問題に対する指導方法、児童の持つ良い面の伸ばし方、児童の周辺にある保護者等に対する指導方法、その他必要な留意点等具体的かつ広範にわたりに行う)

(援助計画の作成及び再評価の流れ)

1. 相談による問題点の把握(主訴から隠れた問題を探る)
2. 援助目標の設定
3. 援助方法の明確化(留意点及び関係機関との役割分担を含む)
4. 援助計画の再評価(援助の実施に伴う新たな問題点の発見及び援助方法等)

(具体的事例)

1. 相談による問題点の把握

子ども(乳児)の夜泣きが止まらず困っている。(母親からの電話による主訴)
母親は育児方法が分からず子どもを虐待している疑いがある。(面接を重ねた結果隠れた問題が判明)
現在のところ、在宅での援助により経過を見ることとする。(援助の選択)

2. 援助目標の設定

母親が育児に自信を持ち、安定した母子関係が形成されることを援助目標とする。

3. 援助方法の明確化

向こう3か月は、児童家庭支援センターに週1回来所させ、育児上の具体的な助言を行う。

さらに、2週間に一度家庭訪問を行って、より具体的な助言を行う。

なお、場合により、母の育児力回復のため、1週間程度のショートステイの活用を検討する。

3か月後、経過良好であれば、2週間に1回の来所、1か月に一度の家庭訪問とする。

(留意点)

この母親の場合、高圧的な態度だと助言を受入れない。助言に当たっては受容的態度に留意する。

4. 援助計画の再評価

家庭訪問により、子ども及び母親の偏食が見られ、また家庭が不衛生な状態であることが判明したため、当分の間、保健師が訪問指導を行うこととし、双方が情報交換を行いつつながら援助していくこととする。

児童家庭支援センター設置状況及び指導委託件数

自治体名	設置数(H27.10.1現在)		里親支援機関 として指定の あるセンター数	指導委託件数 (H27年度中)
	社会福祉法人	NPO法人		
1 北海道	8か所	-	-	2件
2 青森県	1か所	-	-	-
3 岩手県	1か所	-	-	2件
4 宮城県	1か所	-	1か所	-
5 秋田県	2か所	-	-	-
6 山形県	2か所	-	2か所	-
7 福島県	2か所	-	-	-
8 茨城県	2か所	-	2か所	1件
9 栃木県	2か所	-	-	3件
10 群馬県	2か所	-	-	-
11 埼玉県	3か所	-	-	2件
12 千葉県	7か所	1か所	-	9件
13 東京都	-	-	-	-
14 神奈川県	-	-	-	-
15 新潟県	-	-	-	-
16 富山県	-	-	-	-
17 石川県	2か所	-	-	2件
18 福井県	4か所	-	-	1件
19 山梨県	1か所	-	-	1件
20 長野県	2か所	-	-	2件
21 岐阜県	3か所	-	-	4件
22 静岡県	3か所	-	-	-
23 愛知県	-	-	-	-
24 三重県	3か所	-	-	5件
25 滋賀県	1か所	-	1か所	-
26 京都府	2か所	-	-	1件
27 大阪府	1か所	-	-	2件
28 兵庫県	6か所	-	6か所	16件
29 奈良県	2か所	-	-	3件
30 和歌山県	1か所	-	-	2件
31 鳥取県	3か所	-	3か所	7件
32 島根県	-	-	-	-
33 岡山県	1か所	-	-	1件
34 広島県	1か所	-	-	-
35 山口県	4か所	-	-	7件
36 徳島県	1か所	-	1か所	-
37 香川県	1か所	-	-	2件
38 愛媛県	1か所	-	-	-
39 高知県	3か所	-	-	-
40 福岡県	1か所	-	-	-
41 佐賀県	-	-	-	-
42 長崎県	1か所	-	1か所	3件
43 熊本県	1か所	-	-	-
44 大分県	2か所	-	-	-
45 宮崎県	-	-	-	-
46 鹿児島県	-	-	-	-
47 沖縄県	2か所	-	2か所	13件
小計	82か所	81か所	19か所	91件

※児童家庭支援センター設置数及び里親支援機関として指定のあるセンター数については家庭福祉課調べ、指導・指導委託件数については平成27年度福祉行政報告例より

自治体名	設置数(H27.10.1現在)		里親支援機関 として指定の あるセンター数	指導委託件数 (H27年度中)
	社会福祉法人	NPO法人		
48 札幌市	4か所	-	-	3件
49 仙台市	-	-	-	-
50 さいたま市	3か所	-	-	1件
51 千葉市	6か所	-	6か所	1件
52 横浜市	4か所	-	-	-
53 川崎市	-	-	-	-
54 相模原市	-	-	-	-
55 新潟市	-	-	-	-
56 静岡市	-	-	-	-
57 浜松市	1か所	1か所	-	-
58 名古屋市	1か所	-	-	-
59 京都市	1か所	-	-	-
60 大阪市	1か所	-	-	-
61 堺市	1か所	-	-	-
62 神戸市	2か所	-	-	2件
63 岡山市	-	-	-	-
64 広島市	-	-	-	-
65 北九州市	1か所	-	-	-
66 福岡市	2か所	2か所	-	-
67 熊本市	2か所	23か所	3か所	8か所
小計	26か所	23か所	8か所	7件
68 横須賀市	-	-	-	-
69 金沢市	1か所	1か所	-	-
小計	1か所	105か所	0か所	0件
合計	109か所	4か所	27か所	98件

児童家庭支援センターにおける相談対応等延べ人数

自治体名	平成26年度児家セン相談対応等延べ人数				
	設置箇所数	来所相談	電話相談	訪問指導	計
1 北海道	8か所	1,040人	2,433人	578人	4,051人
2 青森県	1か所	197人	29人	0人	226人
3 岩手県	1か所	493人	186人	1,102人	1,781人
4 宮城県	1か所	554人	771人	228人	1,553人
5 秋田県	2か所	546人	1,201人	242人	1,989人
6 山形県	2か所	1,023人	2,355人	347人	3,725人
7 福島県	2か所	612人	461人	38人	1,111人
8 茨城県	3か所	1,445人	2,352人	1,965人	5,762人
9 栃木県	7か所	1,773人	4,197人	2,108人	8,078人
10 群馬県	2か所	938人	184人	1,010人	2,132人
11 埼玉県	4か所	1,593人	1,972人	2,268人	5,833人
12 千葉県	1か所	266人	259人	87人	612人
13 東京都	1か所	138人	408人	20人	566人
14 神奈川県	3か所	829人	894人	705人	2,428人
15 新潟県	3か所	2,172人	1,169人	1,151人	4,492人
16 富山県	2か所	28人	471人	19人	518人
17 石川県	1か所	219人	521人	234人	974人
18 福井県	2か所	711人	412人	516人	1,639人
19 山梨県	1か所	300人	310人	162人	772人
20 長野県	6か所	3,467人	5,609人	4,119人	13,195人
21 岐阜県	2か所	2,705人	3,911人	1,512人	8,128人
22 静岡県	1か所	955人	3,045人	635人	4,635人
23 愛知県	3か所	1,556人	2,463人	763人	4,782人
24 三重県	1か所	775人	1,421人	657人	2,853人
25 滋賀県	1か所	1,146人	1,368人	659人	3,173人
26 京都府	4か所	2,049人	3,259人	918人	6,226人
27 大阪府	1か所	99人	857人	78人	1,034人
28 兵庫県	1か所	314人	451人	279人	1,044人
29 奈良県	1か所	144人	279人	185人	608人
30 和歌山県	3か所	477人	5,718人	1,568人	7,763人
31 鳥取県	1か所	779人	233人	802人	1,814人
32 島根県	1か所	349人	1,444人	344人	2,137人
33 岡山県	1か所	1,352人	56人	345人	1,753人
34 広島県	2か所	556人	1,086人	192人	1,834人
35 山口県	2か所	434人	1,492人	207人	2,133人
36 徳島県	2か所	32,034人	53,277人	26,043人	111,354人
37 香川県	78か所	434人	1,492人	207人	2,133人
38 愛媛県	2か所	349人	1,444人	344人	2,137人
39 高知県	1か所	1,352人	56人	345人	1,753人
40 福岡県	2か所	556人	1,086人	192人	1,834人
41 佐賀県	2か所	434人	1,492人	207人	2,133人
42 長崎県	78か所	32,034人	53,277人	26,043人	111,354人
43 熊本県	2か所	349人	1,444人	344人	2,137人
44 大分県	1か所	1,352人	56人	345人	1,753人
45 宮崎県	2か所	556人	1,086人	192人	1,834人
46 鹿児島県	2か所	434人	1,492人	207人	2,133人
47 沖縄県	78か所	32,034人	53,277人	26,043人	111,354人
都道府県計		32,034人	53,277人	26,043人	111,354人

※相談対応等延べ人数については、平成26年度児童虐待・DV対策等総合支援事業実績報告書より

自治体名	平成26年度児家セン相談対応等延べ人数				
	設置箇所数	来所相談	電話相談	訪問指導	計
48 札幌市	4か所	1,484人	3,375人	128人	4,987人
49 仙台市	3か所	482人	1,162人	432人	2,076人
50 さいたま市	6か所	2,217人	3,683人	909人	6,809人
51 千葉市	4か所	550人	1,980人	1,293人	3,823人
52 横浜市	1か所	0人	111人	8人	119人
53 川崎市	1か所	442人	702人	155人	1,299人
54 相模原市	1か所	96人	474人	34人	604人
55 新潟市	1か所	184人	762人	73人	1,019人
56 静岡市	2か所	1,352人	1,152人	346人	2,850人
57 浜松市	1か所	26人	181人	75人	282人
58 名古屋市	1か所	771人	91人	2人	864人
59 京都市	25か所	7,604人	13,673人	3,455人	24,732人
60 大阪市	1か所	49人	120人	0人	169人
61 堺市	104か所	39,687人	67,070人	29,498人	136,255人
62 神戸市	1か所	49人	120人	0人	169人
63 岡山市	1か所	49人	120人	0人	169人
64 広島市	1か所	49人	120人	0人	169人
65 北九州市	1か所	49人	120人	0人	169人
66 福岡市	1か所	49人	120人	0人	169人
67 熊本市	1か所	49人	120人	0人	169人
指定都市計		7,604人	13,673人	3,455人	24,732人
横須賀市	1か所	49人	120人	0人	169人
金沢市	104か所	39,687人	67,070人	29,498人	136,255人
児相設置市計		39,687人	67,070人	29,498人	136,255人
合計		39,687人	67,070人	29,498人	136,255人

児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱 別表【抜粋】

※平成28年度

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率																				
	児童家庭支援センター運営等事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 児童家庭支援センター運営事業</p> <p>① 運営費</p> <p>ア及びイの合計額</p> <p>ア 事務費</p> <p>1 か所当たり</p> <p>心理療法等を担当する職員が常勤の場合</p> <p>年間 10,951,000円</p> <p>心理療法等を担当する職員が非常勤の場合</p> <p>年間 7,354,000円</p> <p>(年度途中の開始、又は中止等の場合)</p> <p>心理療法等を担当する職員が常勤の場合</p> <p>月額 913,000円</p> <p>心理療法等を担当する職員が非常勤の場合</p> <p>月額 613,000円</p> <p>(1月未満の場合は1月とする)</p> <p>イ 事業費</p> <p>1 か所当たり 次の表の該当する件数区分に定める額</p> <p>※ 件数区分の算定は、前年度における電話相談、来所相談、訪問相談、通所指導、派遣相談、心理療法及びメール・手紙その他による相談件数並びに市町村からの求めに応じた回数を合算した数とする。</p> <p>前年度途中に開所した場合は、前年度の件数を開所した月以降の月数で除した数に12を乗じて得た数の区分とする。</p> <p>年度途中の開始の場合には、開始されたセンターの所在する地域におけるニーズ等を踏まえ、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）が区分を設定するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="424 1592 871 2018"> <thead> <tr> <th>件数区分</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50件～299件</td> <td>74,000円</td> </tr> <tr> <td>300件～599件</td> <td>441,000円</td> </tr> <tr> <td>600件～899件</td> <td>1,103,000円</td> </tr> <tr> <td>900件～1,399件</td> <td>2,057,000円</td> </tr> <tr> <td>1,400件～1,899件</td> <td>2,792,000円</td> </tr> <tr> <td>1,900件～2,399件</td> <td>3,527,000円</td> </tr> <tr> <td>2,400件～2,899件</td> <td>4,262,000円</td> </tr> <tr> <td>2,900件～3,399件</td> <td>4,997,000円</td> </tr> <tr> <td>3,400件以上</td> <td>5,145,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 初度調弁費</p> <p>1 か所当たり 400,000円</p>	件数区分	基準額	50件～299件	74,000円	300件～599件	441,000円	600件～899件	1,103,000円	900件～1,399件	2,057,000円	1,400件～1,899件	2,792,000円	1,900件～2,399件	3,527,000円	2,400件～2,899件	4,262,000円	2,900件～3,399件	4,997,000円	3,400件以上	5,145,000円	<p>児童家庭支援センター運営事業に必要な給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費（食糧費、印刷製本費、消耗品費）、役務費（手数料）、報償費、報酬等</p>	1/2
件数区分	基準額																							
50件～299件	74,000円																							
300件～599件	441,000円																							
600件～899件	1,103,000円																							
900件～1,399件	2,057,000円																							
1,400件～1,899件	2,792,000円																							
1,900件～2,399件	3,527,000円																							
2,400件～2,899件	4,262,000円																							
2,900件～3,399件	4,997,000円																							
3,400件以上	5,145,000円																							

施策の具体的内容

2. きめ細かな少子化対策の推進

(1) 結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じ、一人一人を支援する。

③子育て（関連：重点課題（1）（2）（3））

（様々な家庭・子供への支援）

<児童虐待の防止、社会的養護の充実>

○児童虐待防止に向けた普及啓発（オレンジリボン・キャンペーン）

- ・児童虐待を発見した人や子育てに悩みを抱える人が適切に通告・相談できるよう児童相談所全国共通ダイヤル等を広く国民に周知するとともに、オレンジリボン・キャンペーン等の啓発活動により、社会全体として児童虐待を防止する機運を高める。

○児童虐待の未然防止、重篤化防止のための早期対応

- ・市町村における「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」の機能強化を図るとともに、児童相談所・市町村において相談、支援を行う児童福祉司等の確保や専門性の向上、警察等の関係機関との連携などにより虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制の強化を図る。また、保育所や幼稚園、小・中学校等の関係機関における職員の対応スキルの向上等により、児童虐待の未然防止、重篤化防止のための早期対応体制の充実を図る。

○家庭的養護の推進

- ・里親や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の拡充、児童養護施設等の施設のケア単位の小規模化の推進など家庭的養護を推進する。

○施設退所児童等の自立支援策の推進

- ・児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の設置の促進や施設を退所した児童等に対する支援などの推進を図る。

○被措置児童等虐待の防止

- ・児童養護施設等に入所する児童の権利擁護の強化や、基幹的職員（スーパーバイザー）の養成研修などケアの質の確保のための取組の推進などにより、被措置児童等虐待の防止の徹底を図る。

○社会的養護関係施設における地域支援機能の充実

- ・児童養護施設、乳児院及び児童家庭支援センターなど社会的養護関係施設を地域における社会的養護の拠点とするとともに、里親をはじめとする地域の関係者が相互に連携を図ることにより、社会的養護を必要とする子供たちを支援する。

施策に関する数値目標 <抜粋>

項 目	目 標 (2019年度末/2020年)	現 状 (大綱策定時の直近値)	備考
社会的養護の充実			
里親の拡充			
里親等委託率	22% (2019年度末)	15.6% (2013年度末)	
専門里親登録者数	850世帯 (2019年度末)	652世帯 (2013年度末)	
養育里親登録者数 (専門里親登録者数を除く)	9,800世帯 (2019年度末)	7,489世帯 (2013年度末)	
小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)	520か所 (2019年度末)	223か所 (2013年度末)	
小規模グループケア	1,870か所 (2019年度末)	943か所 (2013年10月)	
地域小規模児童養護施設	390か所 (2019年度末)	269か所 (2013年10月)	
児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)	190か所 (2019年度末)	113か所 (2013年10月)	
児童家庭支援センター	340か所 (2019年度末)	98か所 (2013年10月)	
情緒障害児短期治療施設	47か所 (2019年度末)	38か所 (2012年度末)	
里親支援専門相談員	420か所 (2019年度末)	226か所 (2013年10月)	

「社会的養護の課題と将来像」（平成23年7月）における 児童家庭支援センターに関する記述〈抜粋〉

2. 各施設等種別ごとの課題と将来像

(6) 里親及び里親支援機関の課題と将来像

③里親支援の充実

- ・里親に委託される子どもは、虐待を受けた経験があり、心に傷を持つ子どもが多く、試し行動や愛着障害など、様々な形で育てづらさが出る場合が多い。
- ・そのため、養育里親には、研修、相談、里親同士の相互交流など、里親支援の仕組みが必要である。里親が養育に悩みを抱えたときに孤立化を防ぐ支援が重要である。
- ・里親委託の推進と里親支援の充実のためには、専任の里親担当職員の設置などの児童相談所の体制の充実とともに、これを補完する里親支援機関や施設による里親支援の充実が必要である。
- ・里親支援機関は、里親委託の促進と里親支援の役割を持っており、例えば、
 - ・里親固有の悩みごとについて、里親会が、経験者ならではの支援を行い、
 - ・児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院は、専門職員によるサポートを行うとともに、里親の休養（レスパイト）のための一時預かりを行う、など、それぞれの特色に応じて、多方面から支援することが重要であり、里親支援機関の好取組事例の普及を図る必要がある。
- ・児童養護施設や乳児院は、里親支援の拠点として地域支援機能を強化する必要がある。今後、各施設に里親支援担当の職員を置き、自らの施設の措置児童の里親委託を推進するのみならず、希望する地域の里親を登録して、相談やレスパイトを行うなど、継続的な支援体制を整備する。
- ・地域の里親会については、多くが児童相談所の職員により運営事務が行われており、体制の充実が必要である。
- ・児童家庭支援センターについては、里親支援の役割を充実し、里親支援機関業務の中心を担うために児童家庭支援センターを新たに設置することも考えられる。
- ・里親会、施設、児童家庭支援センター、NPO等の多方面の機関を里親支援機関に定めて連携を図っていけるよう、各都道府県市において、それぞれの役割分担と連携方策を明確にするとともに、それぞれの里親支援が十分に機能するようにする方策を講じる必要がある。

- ・里親支援については、地域の子育て支援事業も活用すべきであり、市町村との連携が重要である。また、里親推進に当たっては、地域に根ざした浸透力のある市民活動との連携が効果的である。

(9) 児童家庭支援センターの課題と将来像

①児童家庭支援センターの役割

- ・児童家庭支援センターは、平成9年の児童福祉法改正で制度化され、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じるとともに、児童相談所からの委託を受けた児童及びその家庭への指導、その他の援助を総合的に行うもので、平成20年の児童福祉法改正で、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うことも業務に加えられた。
- ・多くは児童養護施設等の施設に附置されており、施設が地域支援を行う機能を果たしているが、平成20年の児童福祉法改正で、単独設置も可能となった。
- ・また、本年4月の実施要綱改正で、里親やファミリーホームの支援を行うことが明記された。

②児童家庭支援センターの整備推進

- ・平成20年度71か所から、平成23年3月末現在82か所に増加した。子ども子育てビジョンでは、平成26年度までに120か所を整備する目標となっている。
- ・児童家庭支援センターは、第2種社会福祉事業に位置づけられた相談支援施設であり、社会的養護の地域支援の重要な拠点であることから、当面のビジョン目標の整備後も、施設と地域をつなぐ機関として増やし、将来は児童養護施設や乳児院の標準装備としていく必要がある。その場合、施設と離れた利用しやすい場所に設けることも考えられる。

③市町村との連携及び役割分担の明確化

- ・児童家庭支援センターは、虐待相談が急増する中で、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として、制度化された。その後、市町村が虐待対応の第一次的な相談窓口となり、要保護児童対策地域協議会なども設けられ、市町村の役割も大きくなっており、また、地域子育て支援拠点事業などにおける子育て相談の実施など市町村事業も充実している。
- ・このため、児童家庭支援センターは、一般的な子育て相談に近い部分は、市町村や様々な子育て支援事業に委ねつつ、専門性の高い部分を受け持つ役割を高めていくことが必要である。
- ・具体的には、施設入所には至らない前段階で、家庭に対する専門性の高い支援が必要な場合や、施設退所後の親子関係再構築支援や見守り、アフターケアをその施設に代わって行う必要がある場合など、継続的な支援が必要な子どもと家庭について、児童相談所や市町村から委託を受けて支援を行うという役割の充実が重要である。

④里親支援機関としての役割分担の明確化

- ・ 児童家庭支援センターの里親やファミリーホームへの支援の役割が実施要綱で明確化されたことに伴い、各地域において、里親等支援のうち、児童家庭支援センターが受け持つ役割分担を協議し、明確化する必要がある。
- ・ 児童相談所や、里親会、児童養護施設、乳児院などの関係機関との連携を図り、里親等の制度を側面から支える機関としての役割を充実させる必要がある。
- ・ 施設に附置された児童家庭支援センターの場合、本体施設の地域支援を担う職員と連携して里親支援を充実させる。
- ・ また、里親支援機関の中心を担わせる目的で新たな児童家庭支援センターを設置することも考えられ、制度の効果的活用が望まれる。

3. 社会的養護の共通事項の課題と将来像

(3) 親子関係の再構築支援の充実

③児童家庭支援センターによる親子関係再構築支援

- ・ 児童家庭支援センターは、施設入所に至らない児童とその家庭の親支援や、施設を退所した児童とその家庭の親支援を行う。
- ・ 児童家庭支援センターによる支援についても、効果的な手法の開発・普及や、児童相談所との連携を図りながら行うことが必要である。

(6) 施設類型の在り方と相互連携

③地域における総合的な社会資源の整備

- ・ また、地域での総合的な整備の視点も課題となり、次のような3つの段階により、重層的で体系的な社会的養護の体制整備を進めていくことが必要である。
 - (a) 児童自立支援施設と情緒障害時短期治療施設は、短期の治療的施設であり、都道府県・指定都市を単位に設置される。情緒行動上の問題や、非行問題など、特別のケアが必要な児童を入所させ、比較的短期間で、心理治療や生活指導を行う。
 - (b) 児童養護施設や乳児院、母子生活支援施設、児童家庭支援センターは、広域的な地域を単位に設置され、施設ケアが必要な児童や母子を入所させるとともに、地域の拠点として家庭的養護の支援や、地域の親子等の支援を推進する。
 - (c) ファミリーホームや里親は、市区町村の区域を単位に、複数確保し、社会的養護を必要とする児童が、できるだけ連続性をもった環境の中で養育されるようにする。

(7) 社会的養護の地域化と市町村との連携

②施設の地域支援機能の体制整備

- ・ 児童養護施設等の施設機能を地域分散化し、施設を地域における社会的養護の拠点とするとともに、里親をはじめ、地域における社会的養護の担い手や、子育て支援の様々な拠点や関係者が、互いにつながりをもって、トータルなプロセスを保障し、社会的養護を必要とする子どもたちを社会の力で支援していく体制を作っていく。
- ・ 児童養護施設や乳児院では、家庭支援専門相談員、里親支援担当職員、個別対応職員などの直接ローテーションに入らない専門職員が、施設の地域支援機能を担う体制を整備する。
- ・ また、児童家庭支援センターには、ソーシャルワーカーと心理の3名の専門職員が置かれている。児童家庭支援センターは、第2種社会福祉事業に位置づけられた相談支援施設であり、施設に附置されたセンターの場合は、本体施設の地域支援機能を担う職員と連携してその機能を強化し、施設と地域をつなぐ機関として、将来は児童養護施設や乳児院の標準装備としていく。

③市町村の児童家庭相談や子育て支援施策との連携

- ・ 社会的養護の施設や児童家庭支援センターは、市町村の要保護児童対策地域協議会に参加して、市町村の取組と連携し、場合によっては市町村からの委託を受け、地域で専門的な相談指導を充実させていくことが重要である。

5. 社会的養護の整備量の将来像

(2) 施設数等

- ・ 地域小規模児童養護施設は、児童養護施設1施設に1カ所、自立援助ホームは、児童養護施設2施設に1カ所を見込む。ファミリーホームについては、里親等委託率の引き上げに伴い、5000人程度を見込んで1000カ所程度を見込む。児童家庭支援センターは、施設と地域をつなぐ機関として、将来は児童養護施設や乳児院の標準装備としていく。

“子どもの最善の利益”の視座から提案する 親族里親制度の積極活用と通所措置制度の創設

全国児童家庭支援センター協議会 会長 小木曾 宏
同 副会長 橋本 達昌

1. 児童家庭支援センター設置運営の目的と主体

児童家庭支援センター（以下：児家セン）は、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

設置及び運営の主体は、地方公共団体及び社会福祉法人等であって、都道府県知事（指定都市にあつては市長とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）が児童福祉法第27条第1項第2号による指導委託先としても適切な水準の専門性を有する機関であると認めた者とする。（児童家庭支援センター設置運営要綱より）

さらに2011年、「里親委託ガイドライン」において里親委託優先の原則が明示され、同要綱にも「里親及びファミリーホームからの相談に応じる等、必要な支援を行う」という文言が追加された。

2. 児童家庭支援に寄せられる期待と目標達成のために

『2019年末までに児家セン設置数、340か所（少子化社会大綱）（2015.3.20）』と示された目標値は、児家センに対する大きな「期待」である。しかし、現時点で112か所（2016.4.1現在）という「数値的乖離」をどのように埋めていけるかが大きな課題である。さらに地域子育て相談機関が他にも存在する中で、児家センの重要性・独自性を明確に打ち出すことが必要である。実際に児家センの独自性を明確にしていくためには、新たな相談事業にチャレンジしていく必要がある。その前提として、児家センが、関係機関と連携し、都道府県、市町村、児童相談所に積極的にアプローチしていくことが求められる。

また里親支援の具体的な展開など、新たに配置された里親支援専門相談員とも協力して、里親制度の啓蒙・啓発、里親認定研修、未委託里親研修、里親サロンの実施等を積極的に行っていくことが必要である。

さらに児家センのアフターケア（在宅支援）の役割も重要であり、児童相談所と連携を図り一時保護解除、措置解除後の「指導委託」を積極的に行っていく必要がある。そのためには、こちらから「指導委託」の意義、目的を児童相談所に伝えていくことも検討している。

3. 基礎自治体との協働が進んでいる児家センからの提案

提案①「親族里親の積極活用」

福井県越前市では、離婚後、ひとり親世帯となった母親が子どもを連れて実家に戻り、実質的には70歳代の祖父母が養育を担っているというケースが散見される。(ちなみに、かような生活実態は、市が自ら所管する「子どもの学習支援事業」や「子ども食堂」等、子どもの貧困対策事業を実施している過程で得られる情報＝恒常的な関わりを有する地域自治組織やNPOから寄せられる風聞＝により捕捉されることが多いが、この情報収集力は市の強みといえよう。)

そこで同市内に所在する「児童家庭支援センター 一陽」(里親支援専門相談員・臨床心理士)は、親族里親となっている祖父母の養育相談に応えたり、長年引きこもり状態にあった里子青年(支援スタート時16歳)に対しカウンセリングを施したり、家族全体にかかる各種申請書等の書き方指導や諸手続きの代行実務を請負ったり等、様々なファミリーソーシャルワークを展開し、当該里子青年の自立を支援した。なお本ケースでは、青年が実家を離れ県外において独立した現在においても、児家センとして自主的にアフターケアを継続している。

このような事例を鑑みると今後、親族里親家庭に対し、心のケアを含めた寄り添い型支援、及び地域を縦横無尽に駆け巡るコミュニティ包摂型支援が有効であり、これこそ(組織の柔軟性、支援の迅速性や多様性、継続性、さらには地域との濃密なネットワーク力を有する)児家センの特技としていくべきであろうと考える。しかし児童相談所及びその担当者によっては、親族里親の認定や活用に対し慎重姿勢を貫く状況も見受けられる。本制度の積極認定・活用に期待したい。

[参照:資料①社保審議事録…残念ながらこの議論が未だ実効化していないということである。]

提案②「通所措置制度の創設」

越前市(人口83,000人)は、平成25年度より市民からの多岐にわたる児童家庭相談にワンストップで応じる「子ども・子育て総合相談室」を設置している。同室のファミリーソーシャルワークの力量は、同規模の自治体に比し非常に充実しているが、その豊富な実践経験からは、市町村に権限(措置権)がないことの問題点が指摘されている。つまり市町村の支援体制が充実すればするほど、児童相談所との二重行政的ジレンマが生じているのである。

市担当者は、「(多くの自治体において、)権限の無い所には、人の配置もなく、財源もないのは当然であり、このことが平成16年の児童福祉法改正後も多数の市町村において、児童家庭相談支援体制が充実しなかった理由の一つであろう。」と指摘している。さらに「(児相と同権＝入所措置権＝までは求めないが、)市町村によるファミリーソーシャルワーク力を高めていくためには、せめて子育て短期支援事業の延長線上に位置するような“児童養護施設通所措置権”を新設し、これを市町村にも付与してほしい。」と要望している。

なお仮に児童養護施設通所措置制度が創設されれば、市町村と児家センの協働は一層加速するであろうし、保護者と施設、学校・保育所、市要対協等との関係調整業務が、児家センの主要な業務となっていくものと予測される。

- ※ そこで例えば児童養護施設への通所措置権が創設されれば、今後、どのような支援が可能となるのか?…全児童養護施設に児家センが標準装備されることを前提として、以下に支援例を示したい。
- ・小学3年生のA児(母子家庭)に関し、学校から「三週間お風呂に入っていない。この間、欠食も見られる。」との通報が入る。市の調査により直ちにネグレクトと判定され、A児についてB施設への通所措置及びC児家センへの指導委託措置が決定。※毎週月、水、金曜日が施設通所日となる。
- ・C児家センの職員が、放課後、小学校にA児を迎えに行き、施設に送り届ける。B施設は、A児に宿題指導や生活指導を行い、夕食や入浴機会も提供する。(なおA児にかかる食費等、必要経費は、通所措置費により賄う。)毎回、午後9時頃にはA児の母が施設に迎えに来る。
- ・毎週日曜日、C児家セン相談員が家庭訪問し母と面談、親子関係や生活困窮状況を確認する。翌日、同相談員はA児と母の現況を施設と小学校に報告するとともに、(さらなる関係機関連携を視野に)

今後のA児及び母に対する在宅支援・家庭支援のあり方を市要対協実務者会議にて協議する。

最後に、地域における子ども虐待等の<予防><支え>機能、さらに「アフターケア」機能を<つなぐ>役割が地域に必要ではないか。その役割を担えるのが、児家センであると考える。

<資料①>

2011年10月31日 第36回社会保障審議会児童部会議事録

雇用均等・児童家庭局

- 日時 平成23年10月31日(月) 15:00～17:00
- 場所 経済産業省別館1014号会議室
- 出席者 大日向部会長 秋田委員 石津委員 大澤委員 奥山委員
小杉委員 榊原委員 佐藤委員 林委員 宮島委員 矢藤委員
- 議題 最近の児童行政の動向について

(以下、親族里親に関する関連質疑・回答を抜粋)

○林委員

親族里親要件の見直しのことです。これは多分、東北の震災への対応ということが非常に大きくて、手当支給のために直系血族でないおじ・おばを養育里親に包括するということがあったと思います。里親委託率を増加させていくという方向性の中で、親族里親の委託率を高めていくという方向性も非常に重要ではないかと感じております。それは恐らく、おば・おじが養育里親に含められたことで、当事者を二分してしまうような側面があると思います。つまり遠くの親族よりも近くの知人・友人というものが受け皿になる場合もあるかと思えます。そういう中で、親族里親の要件が、今ですと行方不明や死亡などに限定されているのですが、その要件を緩和する、あるいは民法上の扶養義務ということであれば、果たして虐待を受けた子どものケアをすることまで民法上という扶養義務の範囲内に想定すべきなのかという辺りも、法律学者によってもかなり意見が異なるところです。そういうことを含めまして、むしろ、親族里親の委託率を増加させるために養育里親に出すのではなくて、親族里親の拡大を目的とした要件緩和という方向性を考えていただけないかということが、一部の当事者を含めてかなり声が出ています。ご配慮いただけたらと思います。以上です。

○大日向部会長

では、矢藤委員と林委員のご質問・ご意見についてお答えいただけますでしょうか。

○高橋家庭福祉課長

親族里親につきまして、ご意見をいただきました。親族里親の要件拡大につきましては、今年の4月に議論しまして、6月の省令改正で一部拡大しております。これまでは死亡や行方不明、収監されたとか非常に限定的な感じでありましたのを、病気の場合などで親族が引き受けなければ施設措置を余儀なくされるような場合に適用できるということで、4月の里親委託ガイドラインや実施要綱改正。その後、それを省令で6月の改正で反映するなど一部拡大、適用しております。これは都道府県によりまして非常に適用の姿勢に差がありまして、積極的にやっている自治体と親族里親は基本的にやらないという自治体があります。親族が養育するのが当然ということで、それに現金を出すような親族里親はやらないというような県もあります。そういう意味で、積極的に使うようなことでのガイドラインの改正などを行ったところでありまして、ご指摘のように親族里親を積極的に活用している国もあるということでもありますので、そこの活用もしてまいりたいと思っております。